

中種子町農業委員会総会議事録

1. 平成28年11月21日第28回中種子町農業委員会総会を、防災センター2階・第二会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

(公選) 濱脇嘉則・雨田勇・鮫島達・小山田弘幸・日高隆克・上妻廣美
赤坂寅秀・鮫島安平・下村直義

(選任) 日高信行・久保田純一・石堂季男・戸田和代

3. 欠席委員

(公選) なし

(選任) なし

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第4条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明について

日程 第6 議案第4号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更の承認について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画の承認について

5. 議事

(事務局長) みなさん、おはようございます。ただいまから、第28回中種子町農業委員会総会を開会いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

(会長) 挨拶

(事務局長) ありがとうございました。本日の出席委員は13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願いいたします。

(議長) これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした日程表のとおりであります。日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、農業委員会会議規則第10条の規定によって、12番下村委員、13番日高隆克委員を指名します。

(議長) 日程第2、「会期の決定の件」を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

- (委員)異議なし。
- (議長)異議なしと認め、会期は本日1日間に決定しました。
- (議長)日程第3、議案第1号「農地法第3条申請について」を議題とします。
本案について、事務局の説明をお願いします。
- (事務局)はい。資料の1頁をお開きください。議案第1号農地法第3条申請について説明いたします。所有権移転、件数6件、筆数15筆、面積18,731㎡。畑14,306㎡、田4,425㎡です。これらの件につきましては農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議の程、宜しく願いいたします。
- (議長)次に第1項順位1について、担当調査委員の11番、日高信行委員の説明をお願いします。
- (11番委員)はい、11番日高です。議案第1号第1項順位1について説明いたします。去る11月5日午後1時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字納官、字〇〇〇、地番〇〇〇、地目田、面積700㎡。譲渡人、住所 中種子町納官〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町納官〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、〇〇〇〇より〇〇線を北方向へ約〇〇mぐらい進みますと、圃場整備された田浦があります。その田浦の道路右側、〇〇〇〇の田でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程をよろしく願いします。
- (議長)ご苦労様でした。事務局からの補足説明はありませんか。
- (事務局)別にありません。
- (議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。
- (委員)ありません。
- (議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。
- (7番委員)はい、7番の戸田です。議案第1号順位2について説明をいたします。去る、11月16日、譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字増田、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積953㎡。譲渡人、住所 鹿児島市〇〇〇〇丁目19番15号、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町増田〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、〇〇〇〇前の十文字を海の方へ約〇〇m進むと、左手に〇〇〇〇さんの〇〇〇〇があります。その道反対の手前から数えて〇番目の田です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委

員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)別にあります。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位3について、担当調査委員の8番、鮫島安平委員の説明をお願いします。

(8番委員)はい、8番の鮫島です。議案第1号順位3について説明をいたします。去る、11月7日午前11時より譲受人、〇〇〇〇さんの代理人、〇〇〇〇に聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字野間、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積893㎡。譲渡人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町野間〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、〇〇の〇〇〇〇前を南へ進むと〇〇〇〇があります。その手前の道を右折し、約500m進むと十文字があります。その左側の畑です。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に順位4について、担当調査委員の5番、赤坂委員の説明をお願いします。

(5番委員)はい、5番の赤坂です。議案第1号順位4について説明をいたします。去る、11月19日午前7時30分より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積680㎡。譲渡人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所 中種子町田島〇〇〇〇番地5、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、国道58号線沿い〇〇集落の〇〇〇〇の道路を右に曲がり、〇〇〇〇へ約〇〇m進むと三文字に差し掛かります。そこを〇へ約200m進みますと、〇〇〇〇さんの〇〇があります。その右隣の畑でございます。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議 長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位5について、担当調査委員の6番、小山田委員の説明をお願いします。

(6番委員)はい、6番の小山田です。議案第1号順位5について説明をいたします。去る11月14日、譲受人、〇〇〇〇さんと譲渡人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積587㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目田、面積599㎡。大字田島、字〇〇〇、地番〇〇〇〇、地目畑、面積3,101㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積907㎡。大字田島、字〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目田、面積1,586㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積3,182㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積883㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-1、地目畑、面積484㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-2、地目畑、面積1,189㎡。大字田島、字〇〇〇〇、地番〇〇〇〇-3、地目畑、面積601㎡。譲渡人、住所中種子町田島〇〇〇〇番地1、〇〇〇〇さん。譲受人、住所中種子町坂井〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、譲渡人が相手方の要望、譲受人が経営拡張です。場所につきましては、国道58号線沿い〇〇集落の〇〇〇〇手前に〇〇〇〇集落へ行く道があります。そこをまっすぐ約1km進んだ右手側に〇〇〇〇-1、その奥に〇〇〇〇の田があります。更に道路を挟んで斜め前に〇〇〇〇-1の畑、〇〇〇〇-2の田があります。今来た道に戻ると、〇〇〇〇さん宅があり、そこを右に曲がり約200m進んだところに〇〇〇〇さんの〇〇があります。その先に広がるさとうきび畑が〇〇〇〇-1、〇〇〇〇-3、〇〇〇〇-1、〇〇〇〇-2、〇〇〇〇-3の畑でございます。その反対側に〇〇〇〇の畑があります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、また取得後の下限面積も越えております。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われまます。委員の皆様のご審議の程をよろしく申し上げます。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に順位6について、担当調査委員の10番、上妻委員の説明をお願いします。

(10番委員)はい、10番の上妻です。議案第1号順位6について説明をいたします。去る11月6日午前8時より譲受人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施しました。土地の所在、大字坂井、

字〇〇〇，地番〇〇〇〇－１９，地目畑，面積 2,386 ㎡。譲渡人，住所 南種子町〇〇〇〇番地，〇〇〇〇さん。譲受人，住所 南種子町 〇〇〇〇－３，〇〇〇〇さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が農業開始です。場所につきましては，〇〇〇〇を〇〇方面へ約 30m 進み，そこを左折し約 10m 行ったところの畑です。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，また取得後の下限面積も越えております。南種子町農業委員会に確認済みでございます。申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われれます。委員の皆様のご審議の程をよろしくお願いします。

(議長)ご苦労様でした。事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)はい。この案件につきましては，上妻委員からも説明があったとおり，南種子町と同時に総会にかけており，下限面積等の条件につきましても確認済みでございます。

(議長)これから，審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第 1 号，順位 1 から順位 6 については許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって，議案第 1 号「農地法第 3 条申請について」の所有権移転順位 1 から順位 6 については，許可することに決定します。

(議長)次に，日程第 4，議案第 2 号「農地法第 4 条申請について」を議題とします。本案について，事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい，事務局です。議案第 2 号順位 1 の農地法第 4 条申請について説明いたします。総会資料の 5 頁をお開きください。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町野間〇〇〇〇番地 1 2。申請農地の表示，大字 田島，字 〇〇〇〇，地番 〇〇〇〇番 2，地目畑，地積 991 ㎡です。転用目的は農家住宅。申請理由は，現在借家住まいのため，両親の住まいにも近い本土地に新しく自己の住宅を建築したい。融資証明書も提出されており実現性ありと思われれます。土地利用規制等は，都市計画区域外。平成 28 年 9 月 28 日に農用地除外済の農用地外。14ha 以上の農地の広がりがあり第 1 種農地の集落接続施設と考えます。棟数・面積等は，居宅 129.94 ㎡，倉庫 49.68 ㎡，計 179.62 ㎡。建ぺい率は，18.13 %です。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位 1 について，担当調査委員の 10 番，上妻委員の説明をお願いします。

(10 番委員)はい，10 番上妻です。議案第 2 号順位 1 農地法第 4 条申請について説明いたします。この案件につきましては，先般 11 月 11 日午前 10 時 10 分より濱脇会長，日高隆克委員，事務局，申請人の父，〇〇〇〇さん立会いの下，現地調査を実施いたしました。場所につま

しては、県道588号線沿い、〇〇〇〇集落に〇〇〇〇さんの自宅があります。〇〇〇〇さん宅横の上り坂を約〇〇 m ほど進みますと、〇〇〇〇さんの自宅があり、さらに約〇〇m進んだところに〇〇〇〇番2の畑があります。申請人は、認定農業者として岩岡地区でさとうきび複合型の営農を頑張っております。また、父の〇〇〇〇さんの後継者として、地元で農家住宅を建て、農業に従事したいとのこと。隣接には父の宅地もあります。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありませんか。

(委員・事務局)別にありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第2号、順位1については、決定することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第4条申請について」の順位1については、許可相当ということで決定し、農業委員会の意見書を添えて、県に進達します。

(議長)次に、日程第5「非農地証明について」を議題とします。順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。総会資料の6頁をお開きください。土地の所在、大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、台帳地目畑、地積1,616㎡。大字増田、字〇〇、地番〇〇〇〇番4、台帳地目畑、地積6.46㎡。合計1,622.46㎡。申請人 〇〇〇〇さん。住所 福岡市〇〇〇〇〇〇2丁目1番1号。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、昭和48年から耕地として利用せず、現況が山林となっているので、現地調査の上証明を願います、とのこと。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議長)順位1について、担当調査委員の7番戸田委員の説明をお願いします。

(委員)7番、戸田です。議案第3号順位1の非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般11月11日午前9時20分より、濱脇会長、石堂委員、雨田委員、事務局、申請人の代理案内人、〇〇〇〇さん立会いの下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇〇手前の十文字を〇〇〇の方に約〇〇 m 上っていくと右に入る農道があります。そこを約400mほど行った所にあります。この農地は、申請人の父の代の昭和46年頃に換地処分がなされたようですが、圃場整備の端で傾斜地であったことなどから耕起がされないまま、現況が山林となっていたようです。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしく願います。

ます。

(議 長)ご苦労様でした。現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。次に、順位2について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい、事務局です。議案第3号順位2の非農地証明について説明いたします。総会資料の7頁をお開きください。土地の所在、大字田島、字〇〇〇、地番〇〇〇〇番、台帳地目畑、地積 7,032 m²。申請人 〇〇〇〇さん。住所 中種子町田島〇〇〇〇番地1。申請理由は、土地登記簿の地目は畑であるが、平成5年以前から耕地として利用せず、現況が山林となっているので、実地調査の上、証明を願います、とのこと。委員の皆さんのご審議をお願いします。

(議 長)順位2について、担当調査委員の13番日高隆克委員の説明をお願いします。

(13番委員)はい、13番日高です。議案第3号順位2非農地証明について説明いたします。この案件につきましては、先般11月11日午前9時50分より濱脇会長、上妻委員、事務局、申請人の〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施しました。場所につきましては、〇〇〇集落の公民館より南へ約500m行きますと〇〇〇〇があります。さらに約300m進んだ所を、鉄塔のある西方向へ曲がり約〇〇 m進みます。道はそこで終わりです。さらに山の中を約〇〇 mほど西へ進んだところにあります。この農地は、周りを山林に囲まれていることから徐々に不便を感じ、耕起されなくなっていくようです。現地は道路も整備されておらず、農地としての生産性も見込めず、山林化していったとのことでした。現地調査の結果、非農地が妥当と判断しました。委員の皆さんのご審議をよろしくをお願いします。

(議 長)現地に同行した委員・事務局から補足説明はありますか。

(委員・事務局)別にありません。

(議 長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委 員)ありません。

(議 長)質疑なしと認めます。これから、採決します。議案第3号、順位1から順位2については、許可することにご異議ありますか。

(委 員)異議なし。

(議 長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明について」の順位1から順位2については、許可することに決定しました。

(議 長)次に、日程第6、議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてを議題とします。本件について、事務

局の説明をお願いします。

(事務局)はい。別紙資料をご覧ください。議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについてを説明します。農業経営基盤強化促進法第2条の規定により5年目の見直しになります。今回の見直しについては、法改正に伴い語句、表現を見直したものです。委員の皆様のご審議をよろしくをお願いします。

(議長)ありがとうございました。今回の農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想の見直しに関しましては、我々、農業委員会等各種団体の意見を聴取して、案に反映させるということでもありますので、皆様のご意見があればお願いしたいと思います。

(委員)特にありません。このとおりでいいと思います。

(議長)ご意見がないようですので、農業委員会の意見として農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を承認することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについては承認することに決定しました。

(議長)次に日程第7、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の8頁をお開きください。承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を説明します。件数2件、筆数8筆、変更面積6,271㎡、契約年数6年・10年の合意による解約でございます。詳細につきましては、資料9頁から11頁に添付しております。ご審議の程をよろしくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については承認する事に、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更の承認について」の件は、承認することに決定しました。

(議長)次に、日程第8号、承認第2号、「農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい。資料の12頁をお開きください。承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」説明いたします。平成28年11月30日を公告日とする利用権設定、貸借権2件、筆数11筆、面積18,880㎡の農用地利用集積計画を定めたいので承認を求めます。詳細につきましては、資料の13頁から16頁に添付してあります。尚、利用権設定を

受けるものについては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議の程を宜しくお願いいたします。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については承認することに、ご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画の承認について」の件は承認することに決定しました。これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。平成28年第28回、中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦労様でした。

平成 年 月 日

議事録署名者

議事録署名者